

## 阿片委員会について

清水勝嘉

阿片委員会は中央衛生会、保健衛生調査会等と異なり、「医制百年史」のなかでほとんどふれられていない。東京裁判期の木戸幸一日記をみると、昭和十三年十二月十二日に開催された第十二回阿片委員会が連合国軍側で問題し、聴取を受けていた。また、昭和六年の地方衛生技術官会議の指示事項に「今般阿片及麻薬類に関する重要事項を調査審議する為、本省内に阿片委員会を設置」したとあつたが、その後の阿片委員会の活動にふれていない。これらのことから、阿片委員会の設置理由等を知ることが、わが国の戦前のアヘン及び麻薬対策への一つの手がかりになると考え、ここにその概要を述べる。

阿片委員会は内務大臣（厚生省発足後は厚生大臣）の監督下に属し、関係各大臣の諮問に応じて阿片及び麻薬類に関する重要事項を調査審議するところであつた。

阿片委員会官制は昭和五年十月八日付の「内務省発第百五十六号 阿片委員会官制制定ノ件」で内務、外務、拓務の三大臣により、内閣総理大臣に提出されたのにはじまる。

官制制定の理由を次に示す。

阿片及麻薬ノ取締ハ人道問題ヨリスルモ将亦国際係上ヨリスルモ近時重要性ヲ加ヘ来リ殊ニ我国ノ如ク大消費地タル東洋諸国就中支那ニ隣接スルモノニアリテハ之ガ対策ニ関シテハ最モ慎重ナル考慮ヲ要スルトコロナリ  
従来東洋ニ於ケル阿片及麻薬ノ不正取引ニ関シテハ其ノ根源我カ国ニ在ルカノ如キ宣伝ヲ為スモノアリ加フルニ近時近東方面ニ於テ本邦産ナルガ如キ表示ヲ為セル麻薬ノ不正取引ノ摘発セラルルモノ尠カラズ我国ノ阿片及麻薬ノ取締ニ関スル方策ヲ批議スル言辭漸ク多カラントス而モ本件ニ関スル事端ハ将来益複雑多岐ヲ加ヘントシ且關係国際會議モ相次デ開催セラレムトスル情勢ニ在ルヲ以テ茲ニ阿片委員会ヲ設置シ内地本土及内地外地域ニ於ケル阿片及麻薬ノ製造輸移出入ノ統制其ノ他阿片麻薬関係事項ヲ調査審議セシメ以テ適切ナル対策ヲ樹立スル

ハ喫緊ノ事ナリト認ム依テ阿片委員会官制案ヲ提出スル  
所以ナリ

設置理由の主なもの一つは、わが国の国際的信用の低下を防止することにあつた。また、近隣諸国への対応も理由に加えられる。

閣議に提出した文書には「至急 主務省ノ希望ニ依リ四月一日公布ノコトニ致度」と、付箋がつけられていた。

阿片委員会官制は昭和六年三月二十六日に閣議決定され、三月三十一日に勅令第三十八号として裁可された。公布はかねての希望どおり四月一日であつた。

委員会官制は全六条、会長には内務大臣があたり、各委員の顔ぶれは内務、外務、拓務、大蔵、通信、司法、朝鮮総督府、台湾総督府及び関東庁にわたつていた。

阿片委員会に要する予算額は貳万円であつた。

昭和十五年十月十九日の閣議で、物価対策審議会など百七十五の委員会・調査会の廃止を決定した。これを受けて、厚生大臣は次の請議を行った。

厚生省発書第九号

昭和十五年十月委員会等整理ニ関スル閣議決定ニ基キ阿

片委員会外四委員会ヲ廃止致度 右閣議ヲ請フ

昭和十六年三月二十日

厚生大臣 金光庸夫

内閣総理大臣公爵近衛文磨殿

勅令第三百十一号をもつて各委員会官制の廃止が決定、四月一日に施行された。

阿片委員会は約十年間存在したが、この委員会を公衆衛生史の分野でふれているものは少なく、その実態が充分に理解されているとは言えない。

今回、阿片委員会の設置理由を知り、その理由が当時の複雑なアジア情勢と、国際連盟をはじめ諸外国のわが国へのアヘン及び麻薬対策への批難をかわそうとしたものであつたことがわかつた。

これから、阿片委員会の実際の活動を知る努力をするつもりである。

(防衛医科大学校・公衆衛生学)